第4回 三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会 事項書

平成 23 年 12 月 19 日(月)13 時~ 議事堂 3 階 3 0 1 委員会室

- 1 条例の「目的」及び「基本理念」について
- 2 条例項目の検討について
- 3 その他

<配付資料>

|資料 1 | 三重県における歯・口腔の健康に係る現状と課題

<u>資料 2</u> 歯と口腔の健康づくり推進条例の検討における「目的」と「基本理念」

について

資料3 条例の目的及び基本理念に係る各委員の意見概要

資料4 条例項目等に関する委員意見

資料5 条例検討会の展開スケジュール(案)

三重県における歯・口腔の健康に係る現状と課題(平成23年12月19日現在)

資料 1

						○現状、●課題
実施主体	乳幼児期	学齢期	成人期	高齢期	障がい者	その他(妊産婦、全般)
全体	○う蝕は全国平均並●地域格差がある(県南部が悪く食生活習慣が原因と推測される)●ネグレクト(育児放棄)の可能性●就学前は厚生労働省、修学後に策の違いが感じられる。	●12 歳児 DMF 指数の悪化、12 歳児の一人平均の虫歯の数も悪化(他県が改善し相対的に悪化) ●地域差が大きい(県南部が悪い) (文部科学省と所管が変わり、歯科保健について施	●17 歳のう歯はワースト2位 ●歯周病疾患者の増加(糖尿 病、心疾患、脳血管疾患の悪 化につながる) ●成人後直に検診しないと 8020の目標達成は困難		○障がい者が受診できる歯科センターは四日市と津の2箇所(●通院に時間がかかるほか、受診予約が1ヶ月待ち状態)●受入可否や休診等の診療所情報の不足	●1歳半検診まで検診がなく、妊産婦 に歯科保健の知識習得が必要
市町	○乳幼児歯科検診(保健センター、保育園、幼稚園)●フッ化物洗口の推進(11 市町のみ)●児童虐待の早期発見●食育の推進	○小学校・中学校でのフッ化物洗口の未実施(場所と時間が課題)※幼稚園・保育園は実施済み ●フッ化物洗口の正しい知識共有(認識の不一致) ●ブラッシングの未実施 ●生活習慣全般の教育の必要性	●歯周疾患検診の受診が少ない(県全体で3,000人未満)	○介護予防サービスの中で口腔機能向上ケアが 平成 18 年に開始(●口腔ケアの利用は少ない) ●高齢者施設における口腔機能向上の重要性へ の理解 ●包括支援センターで歯科関係者の配備は少ない	(みえ歯―トラ	●歯科衛生士は8市町に11名 ○母子保健の中での歯科保健指導 ○妊産婦歯科検診(6 市町) ○妊産婦歯科指導・相談(13 市町)
県	○児童相談所一時保護所での歯科診●噛むことを通した食育支援	検 ○学校保健会を通じた情報提供 ○学校歯科保健先進地視察研修の実施 ○児童相談所、一時保護所での歯科検診 ●学校との連携充実の必要性	○歯周病と全身疾患との関連 研修会○成人歯科検診専門委員会●現状の把握が困難	歯科医療識者や介護関係者の研修○在宅歯科診療設備整備の補助医科、介護との連携した体制整備、人材育成	○障がい者施設での研修、歯科 保健指導 ●地域医療機関での障がい者 の受入体制整備	○ヘルシーピープルみえの策定 ○県内の歯科保健状況の情報提供 ○8020 推進員の研修 ○歯科衛生士の育成 など
歯科 医師会	○児童相談所、一時保護所での歯科診を実施●児童虐待(ネグレクト)の早期発見●食育の推進	検 ○学校歯科医としての活動 ●児童虐待予防への理解深化 ●虫歯による児童虐待への理解	○大企業の従業員や家族の 歯科診断を受託(労働安全衛 生法)		○障がい者歯科センターの設置 (津、四日市) ●歯科医療従事者の知識不足	○口腔保健センターを設置 (S63~、障がい者の歯科、人材育成) ○東海4県の歯科医師会で大災害時 の応援協力体制を申合せ
	●食育の推進		地域 8020 運動推進協議会(鈴牌	重、津、松阪、南勢志摩、尾鷲、紀南、伊賀) ・		
地域				I 或に対する支援の在り方	I	
事業所			●産業歯科保健による職域検 査が少ない(特に中小企業や 自営業)	I		J

歯と口腔の健康づくり推進条例(仮称)の体系案 ※記載内容は主な委員意見を仮分類したもの

総則 目的 ○直接の立法目的(総合的かつ計画的な施策の推進) ○目的の達成手段(基本理念、主体の役割・責務、施策の基本事項を定める等) ○条例制定の動機(全国低位脱却、地域間格差や年齢格差の是正等) ○究極的な目的(生涯にわたる全身の健康への寄与等) 定義

○歯科口腔保健 ○歯と口腔の健康づくり

○大規模災害 ○事業者 ○保険者

基本理念

- ○県民の自主的な取組の促進(成人期における責任感の保持)
- ○8020 運動の推進(それぞれのライフステージにおける生涯を通じた取組)
- ○県民が必要なサービスを受けられる環境整備
- ○関連分野における施策との連携を総合的かつ計画的に推進

基本的施策

口基本方針

・県内地域格差の是正 ・歯周病の予防対策 ・成人歯科保健対策 など

□県の基本計画

・目標、施策の展開方針、施策、その他必要事項 など

口県の施策

- ・学校等におけるフッ化物洗口やブラッシング等の推進
- ・児童虐待の早期発見
- ・成人期における歯周病の予防対策の推進
- ・歯科検診の受診機会の平等
- ・障がい者、被介護者、妊産婦等の歯科検診、歯科医療の機会確保
- ・地域間格差の是正(離島、へき地、中山間地域等)への対応
- ロ腔保健センターの設置 など

□人材育成、人材確保、資質向上

・歯科関係者の育成 ・8020 推進員 ・県・市町への専門職員の配置 など

口啓発推進

- •6月4日(虫歯予防デー) •6月4~10日(歯の衛生週間)
- ・11月8日(いい歯の日)・11月(8020推進月間)

□大規模な自然災害時の対応

・災害時においても市町や関係機関と連携して対応 など

各主体の(責務)役割

口県の責務

□県民の責務

□歯科関係者の(責務)役割

口市町の(責務)役割(市町との連携・協力)

口教育関係者等の(責務)役割

□事業者及び保険者の(責務)役割

その他

□財政措置

□実態調査

- 実態調査(5年ごと)
- ・研究推進 など

口推進組織

・8020 運動の推進 など

□その他

- ・見直し規定(5 年毎等)
- ・口腔保健センターの役割
- (・市町との連携・協力) など

歯と口腔の健康づくり推進条例の検討における 「目的」と「基本理念」について

1 「目 的」

法律においては、内容のきわめて簡単な法律、既存の法律の一部を改正する法律、 ある法律の施行法等を除いては、第1条に目的規定を設けるのが通例である。なお、 法律によっては、目的規定に代えて、趣旨規定を設けるものがある。

目的規定は、法令等の立法目的や性格を簡潔に表現しているものであり、その書き方には、幾つかの類型がある。法令等の立案に当たっては、その立法目的、規定すべき内容等に照らして、最も適切なものを選択しなければならない。

目的規定の書き方を類型すれば、大きく4つに分けて整理できる。

例 1 直接の立法目的のみを掲げたもの

金融庁設置法(平成10年法律第130号)

(目的)

第1条 この法律は、金融庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる 明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行 するため必要な組織を定めることを目的とする。

例 2 直接の立法目的とその達成の手段を掲げたもの

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号) (目的)

第1条 この法律は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び 契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、 不正行為等に対する措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針 の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保と これを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

例3 法律制定に至る認識、動機を規定するとともに、直接の立法の目的と手段を 掲げたもの

平成 19 年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成 19年法律第 25号)

(目的)

第1条 この法律は、平成19年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度における公債の発行の特例に関する措置、国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例に関する措置、年金特別会計の厚生年金勘定から業務勘定への繰入れの特例に関する措置及び国家公務員共済組合の事務に要する費用の負担の特例に関する措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

例4 直接の目的とその達成手段とに加えて、究極的な目的を掲げたもの 電子署名及び認証事務に関する法律(平成 12 年法律第 102 号) (目的)

第1条 この法律は、電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証 業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めることにより、電子署名の円滑 な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、も って国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(出典:新訂 ワークブック法制事務 法制執務研究会編(ぎょうせい))

<参考:全国道県の歯と口腔に関する条例における「目的」の共通記載事項>

記載内容	類型
1.基本理念を定め	目的の達成手段
2 . 各主体の役割(責務)を明らかにする(とともに)	目的の達成手段
3.施策の基本的な事項を定めることにより	目的の達成手段
4.施策を総合的にかつ効果的に推進し	直接の目的
5 . (もって)県民の(生涯にわたる)健康の増進等に寄与	究極的な目的

2 「基本理念」

理念規定 - 条例の目的を達成するための施策を行うに当たっての基本的な考え方

<参考:全国道県の歯と口腔に関する条例における「基本理念」の共通記載事項> 歯と口腔の健康づくりに関する施策は、・・・

記載内容

- 1. 県民自らが歯・口腔の健康に努める
- 2. 生涯を通じてサービスを受けられる環境を整備
- 3. 関連施策との連携

条例の目的及び基本理念に係る各委員の意見概要

目 的

【直接の立法目的】

総合的かつ計画的な施策の推進

【目的の達成手段】

基本理念を定める

あらゆる主体の役割と責務を明らかにする

施策の基本的な事項を定める

- <個別事項>…記載方法により基本理念や具体施策にもなり得る
- ・8020運動の推進(それぞれのライフステージにおける生涯を通じた取組)
- ・障がい者、妊産婦、被虐待児、要介護者など全ての人への配慮
- ・離島やへき地など全ての地域への配慮
- ・大規模な自然災害発生時における対応
- ・市町との連携

【条例制定の動機】

全国低位からの脱却(県民の歯科疾患の有病率の低下)

県内における地域間格差の是正

成人期以降における歯と口腔の健康維持の必要性(年齢間ギャップの解消)

歯科口腔保健推進法ができ条例制定は時宜を得たタイミング

【究極的な目的】

全身の健康づくりに寄与

生涯にわたる健康の保持増進に寄与

基本理念

県民の自主的な取組の促進(成人期における責任感の保持)

8020運動の推進(それぞれのライフステージにおける生涯を通じた取組)

県民が必要なサービスを受けられる環境整備

関連分野における施策との有機的な連携

条例各項目における各委員の意見

名用の語名	4 一手用比上中脑内卧片之人以 <i>推准及用</i>
条例の題名	1 三重県歯と口腔の健康づくり推進条例
	口腔というのは、わかりにくい。音声だけのときは、特にわかりにくい。航空?また、口腔とは、どこの
	部位をさすのかな?等と、考えてしまう。しかし、口では、正確には表せていないのではないか?とも思う。
	2 みえ歯とお口の健康づくり推進条例
	3 お口の健康条例
	4 三重県歯と口腔の健康づくり 8020 推進条例
	5 三重県歯と口腔の健康保持、向上に関する条例
(基本的施策)	
1 目的	資料3で整理
2 定義	歯科口腔保健、歯と口腔の健康づくりなど、基本的な用語を定義する必要がある。
	1 大規模災害
	災害対策基本法から定義できるか。
	2 この条例において「事業者」とは、他人を使用して事業を行う者をいう
	3 この条例において「保険者」とは健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国民健康保険法
	(昭和33年法律第192号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第1
	52号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規
	定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済
	事業団及び後期高齢者医療広域連合をいう
3 基本理念	資料3で整理
4 基本方針	1 う歯やう蝕有病者数の県内地域格差を是正していく
	2 歯の喪失を防ぐための柱である歯周病の予防対策の充実
	3 歯周炎の前段階である歯肉炎が増加しだすと言われる 20 歳台からのケアがされるように、成人歯科保健対策の充実
	(「3 基本理念」と「5 県の基本計画」及び「6 県の施策」に含まれるため項目立ては不要ではないか。)

5 基本計画

- 1 知事は、歯と口腔の健康づくり計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民、市町その他歯と口腔の健康づくりに関する取組にかかわる者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずる (健康づくり条例との整合が必要)
- 2 知事は、歯と口腔の健康づくり計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない
- 3 1及び2の規定は、変更の場合についても準用する

6 県の施策

目標

1 県民の歯と口腔の健康保持、向上に関する目標

方針

1 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の展開方針

基本計画

1 法に基づき厚生労働大臣が定める基本的事項ならびに三重県健康づくり条例(ヘルシーピープルみえ)と整合のとれた計画とすること

歯科検診の受診機会の平等

- 1 定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて保健指導を受けることを促進するための必要な施策
- 2 定期的に歯科検診・診療を受けることが困難な者(障がい者、妊産婦、介護を必要とする者等)が、定期的に歯科検診・診療を受けることができるようにするために必要な施策
- 3 事業所での検診等の努力規定

障がい者、被介護者、妊産婦等の歯科検診、歯科医療の機会確保

【乳幼児】児童虐待の早期発見

1 児童虐待の早期発見等の促進に必要な施策

【乳幼児】【学童】学校におけるフッ化物洗口やブラッシング等の推進

- 1 幼児、児童及び生徒の歯と口の健康づくりの推進に必要な施策
- 2 う蝕予防対策の普及その他の効果的な歯科保健対策の推進(集団フッ素塗布事業の推進、個別フッ素塗布事業の推進)
- 3 保育園・幼稚園、小中学校でのフッ化物洗口やブラッシング指導、緑茶うがいの強化
- 4 幼児、児童及び生徒のう蝕予防のためのフッ化物応用を含めた科学的根拠に基づく総合的な歯と口腔の健康保持、向上

【妊産婦】

- 1 妊娠期からの母子の歯と口腔の健康づくり推進に必要な施策(妊産婦検診の充実)
- 2 妊娠期から子育て期における母子の歯と口腔の健康保持、向上と児童虐待の早期発見等の促進に必要な施策

【成人】成人期における歯周病の予防対策の推進

- 1 歯周病の罹患率が高まる成人期において、歯科医師等との連携を図りつつ、歯周病の予防対策の推進
- 2 食育、生活習慣病対策、喫煙による影響対策の推進に必要な施策

【障がい児・者】

1 障害者検診と受入れ体制の充実

【高齢者】

1 県および歯科医師等は、市町と協力し介護又は介護予防を必要とする高齢者が、居宅、施設入居等を問わず定期的な歯科検診・医療を受けられる体制の整備

地域間格差の是正 (離島、へき地、中山間地域等)への対応

- 1 離島及び僻地の歯科口腔保健の推進に必要な施策(中山間地の検診と受入れ体制の充実)
- 2 地域間格差の是正
- 3 地域間、個人間、職業間での歯と口腔の健康保持、向上の取組とその成果の格差是正を図るための施策
- 4 歯科検診の受診機会に差異が生じぬよう、事業者や保険者等に働きかけ
- 5 交通不便地域に居住する者並びに経済的な困窮者等に対する必要な措置

人材育成、人材確保、資質向上

- 1 人材育成並びに確保、及び資質の向上に関する施策
- 2 歯科衛生士など歯科保健事業に携わる従業者の確保及び資質の向上

県民の責務・役割

- 1 県民の積極的参加努力規定
- 2 県民が定期的に歯科検診を受けることの勧奨に関する施策
- 3 在宅の方の検診等の努力規定
- 4 県民の積極的参加努力規定

5 高齢期における医科、介護と連携した体制整備・人材育成

支援・助言

- 1 市町への情報提供をはじめ必要な支援
- 2 フッ化物洗口の的確な実施のための必要な助言
- 3 市町の取組支援
- 4 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、住民に身近な保健サービスを実施している市町と の連携協力及び調整に努めるものとする。
- 5 県は、市町が歯や口腔の健康づくりに関する基本的な計画を定め、又は住民が参加し **8020** 運動 (**80** 歳になっても自分の歯を 2 0 本 以上保つよう歯や口の健康づくりを進める運動をいう。以下同じ。)を推進する市町単位の組織を設置しようとするときは、その求めに 応じて、情報の提供及び専門的、技術的な支援を行う

啓発推進

- 1 歯と口腔の健康保持、向上に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、自助努力を促す運動の推進その他の必要な施策
- 2 普及啓発、県民の意欲を高めるための運動 (8020 運動など) の促進に係る施策
- 3 6月4日(虫歯予防デー)、11月8日(いい歯の日)などを中心に、集中的な普及啓発のための施策

調査・研究

1 定期的な調査、歯科疾患に係る効果的な予防及び医療に関する研究その他歯と口腔の健康づくりに関する調査及び研究

大規模な自然災害時の対応

- 1 災害時における歯と口腔の健康保持、向上を図る施策
- 2 災害時における歯科口腔保健・医療対策の推進に必要な施策

7 人材育成	1 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士の育成と県内への定着
	2 8020 推進員など歯と口腔の健康保持、向上の取組に協力する人材育成と組織の強化
	3 8020 推進員・・・研修を受講し、地域において啓発活動を行う
	4 県、市町における歯と口腔の健康保持、向上に精通した職員の配置と育成
	5 災害支援コーディネーターの育成
8 啓発期間	1 歯の衛生週間(6月4日~10日)
	2 腔の健康づくり 8020 推進週間 (11 月 8 日~14 日)・・・11 月 8 日を「いい歯の日」とし、その前後 1 週間を啓発週間とする
	3 8020 推進月間(11 月 1 日~11 月 30 日)
9 災害時の対応	1 市町及び関係機関との連携
9 災害時の対応	
	2 災害支援コーディネーターの育成、口腔ケア用品の備蓄、災害対応訓練等
	3 三重県警察との連携のもと警察歯科医による身元確認作業の迅速な実施
(各主体の役割)	基本理念の後、4 基本方針の前に位置づけるべきでは?
10 県	1 歯と口腔の健康保持、向上に関する施策を策定し、実施すること
	2 国、市町、関係機関等との連携を図ること
	3 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導の業務に従事する者、並びに保健、医療、社会福祉、労働衛生、教
	育その他の関連分野に関する業務に従事する者及びこれらの業務を行う機関との連携・協力に努めるものとする
	4 県は、市町、事業者、医療保険者などが行う歯と口腔の健康づくりに関する取り組みの推進を図るため、必要な支援に努めるものとす
	る。
	5 自己負担を軽減する
	6 市町、事業者等が行う歯と口腔の健康保持、向上に関する取組の効果的な推進を図るための協力(助言、情報の提供、広域調整、その
	他必要な支援)を行うこと
	7 フッ化物洗口の的確な実施のための必要な助言
	8 スポーツ基本法第14条に基づきスポーツ外傷、障害等の防止、軽減のための必要な措置

11 県民 ここが一番大切!本人の意識がない限りまわりがどんな体制整備しても意味をなさないので、"自らお口の健康を守る"ということを明 記する。 1 基本理念にのっとり、自ら進んで関心や理解を深める、定期的な歯科検診等を受けることにより、生涯にわたって、歯と口腔の健康づ くりに取り組む。 2 歯科口腔保健に関する正しい知識を持つ 3 歯科疾患の予防を自ら行う 4 定期的な歯科検診・健康診査を受けること必要に応じてなどにより歯科口腔の健康保持、向上を図るよう努める 5 必要に応じて保健指導を受けること 12 歯科関係者 1 県民が行う歯と口腔の健康づくりに関する取組を支援するための研修の実施 2 保健、医療、福祉、労働衛生、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者との有機的な連携を図る 3 歯科医療等の業務及び保健の業務に従事する者は、県が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。 4 良質かつ適切にその業務を行う(医療サービスを提供する) 5 県の施策に協力するよう努める 6 スポーツ基本法第14条に基づきスポーツ外傷、障害等の防止、軽減のための必要な措置 13 市町 1 母子保健、学校保健、成人保健、産業保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる継続的、効果的な歯と口腔の健康づくりの推進 2 成人歯科検診の対象者を全市町で20歳からとする 3 乳幼児歯科検診、歯周疾患検診、妊産婦歯科検診、介護予防サービスとしての口腔ケアの実施など、歯と口腔の健康保持、向上に関す る施策を適切に実施するよう努める 4 歯科口腔保健を通じて児童虐待の早期発見に努める 5 国、県の施策に協力するよう努める 6 市町は、基本理念を踏まえ、健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)、母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)等の歯と口腔の健康づくり に関する法令の規定に基づく歯と口腔の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進するよう努める

14 教育関係者

- 1 歯科口腔保健に関する正しい知識を児童、生徒に教える
- 2 正しい生活習慣の教育と食育の推進
- 3 学校における歯と口腔の健康保持、向上に資する取組を実施する
- 4 県民の歯と口腔の健康づくりの推進並びに他の者が行う歯と口腔の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努める
- 5 4の目的を達成するため、県民の歯と口腔の健康づくりを支援するための研修等を実施するよう努める
- 6 フッ化物洗口の的確な実施のための必要な助言

15 事業者

事業者

- 1 県内の事業所で雇用する従業員の歯科口腔の検診、保健指導の機会の確保など、歯科口腔保健に関する取り組みを推進するよう努める
- 2 事業所で雇用する従業員の歯科に係る検診、保健指導の機会の確保など歯と口腔の健康保持、向上に関する取組を推進するよう努める
- 3 県内の事業所で雇用する従業員の歯科健診(健康診査又は健康診断において実施する歯科に関する検診を含む。)及び歯科保健指導(以下「歯科検診等」という。)の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努める

保険者

- 1 県内の被保険者の歯科口腔の検診、保健指導の機会の確保など、歯科口腔保健に関する取り組みを推進するよう努めるものとする
- 2 医療保険者は、県内の被保険者の歯科口腔の検診、保健指導の機会の確保など、歯科口腔保健に関する取り組みを推進するよう努める
- 3 医療保険者は、歯科口腔保健の推進にあたっては、互いに連携・協力をはかるよう努めるる

適切かつ確実な歯科医療の提供を確保するなど「医療保険者の責務」も規定するべきか(市町の責務との関連整理が必要)

連携協力

1 歯科医療等の業務及び保健の業務に従事する者、事業者及び医療保険者は、歯科口腔保健の推進にあたっては、互いに連携・協力をはかるよう努める

(その他)

16 財政措置

1 県民の歯と口腔の健康づくりに関する(健康保持、向上を図るための)施策を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努める

17	実態調査	1 県は、歯と口腔の健康づくり関する施策の進捗状況を調査し、必要に応じて施策の見直しを行うこと
		2 県民の歯と口腔の健康に関する実態の定期的な調査、全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医
		療に関する研究その他の歯と口腔の健康保持、向上に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策
		3 施策を策定し、評価するための基礎資料とするため、概ね5年ごとに、県民の歯科疾患のり患状況等に関する実態調査を行う
		4 3の実態調査を行ったときは、その結果を県民に公表するとともに、その結果を検証し、歯と口腔の健康づくりに関する施策の推進並
		びに基本計画の策定及び見直しに反映させる
18	推進組織	1 8020 推進住民会議(8020 運動を推進する県民会議)
		2 口腔保健センターの設置
		3 相談業務等の実施及び歯科医療関係者等に対する情報共有、研修の実施その他の支援を行う体制の整備
19	その他	見直し規定
		元旦し死に
		元旦 O A C 1 見直し規定 (5年後など)
	-	1 見直し規定(5年後など)
		1 見直し規定 (5年後など) 口腔保健センター
		1 見直し規定 (5年後など) 口腔保健センター 1 歯科医師会館にある口腔保健センターの果たすべき役割を基本的施策として項目建てのうえ規定してはどうか
		1 見直し規定 (5年後など) 口腔保健センター 1 歯科医師会館にある口腔保健センターの果たすべき役割を基本的施策として項目建てのうえ規定してはどうか 公表

歯と口腔の健康づくり推進条例検討会の展開(案)

第1回検討会 9月22日

第 2 回検討会 10 月 13 日

国及び本県の現状と課題 歯科保健に係る現状認識(参考人招致)

第3回検討会 11月8日

条例の目的及び基本理念

第 4 回検討会 12 月 19 日

条例の目的及び基本理念 各条項の検討

条例素案(正副座長案)の作成

第5~6回検討会 1月

条例素案について検討 必要に応じて参考人招致(学校、市町)

代表者会議 2月1日

条例中間案の報告 関係常任委員会へも報告

パブリックコメント 2月1~14日

市町、学校、歯科医師会等を通じて周知・実施(県議会HPにも掲載)

第7回検討会 2月中旬

県民意見を踏まえ条例修正案について検討

条例最終案 2月下旬

・代表者会議へ報告

本会議 2~3月

·追加議案上程 2/28 委員会審査 3/6~9 本会議採決 3/19